

昭和四十七年労働省告示第百三十八号（労働安全衛生法の規定に基づき労働大臣が定める者を定める件）の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 昭和四十七年労働省告示第百三十八号（労働安全衛生法の規定に基づき労働大臣が定める者を定める件）の一部を改正する件

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者は、次 のいずれかに該当する者で、同条第一号の厚生労働大臣が定める研 修を修了したものとする。	労働安全衛生規則第五条第四号の厚生労働大臣が定める者は、次 のとおりとする。

労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者は、次
のいずれかに該当する者で、同条第一号の厚生労働大臣が定める研
修を修了したものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧
大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）
又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一
号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の
正規の課程を修めて卒業した者で、その後四年以上産業安全の
実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令
第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校にお
いて理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、
その後六年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

三 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十
四号）第九条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表
第六に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法
施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。
以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力
開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第
三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並び
に職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正す
る省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業

改 正 案	現 行
労働安全衛生規則第五条第四号の厚生労働大臣が定める者は、次 のとおりとする。	労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者は、次 のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧
大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）
又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一
号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の
正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上産業安全の
実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令
第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校にお
いて理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、
その後八年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

三 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十
四号）第九条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表
第六に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法
施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。
以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力
開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第
三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並び
に職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正す
る省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業

訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「旧訓練法」という。）第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

四 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第二に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第九条第一項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後四年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

六 七年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「旧訓練法」という。）第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後三年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

四 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第二に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第九条第一項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後四年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

五 職業訓練法施行規則の一都を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧訓練法第九条第一項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了したもの

六 十年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの